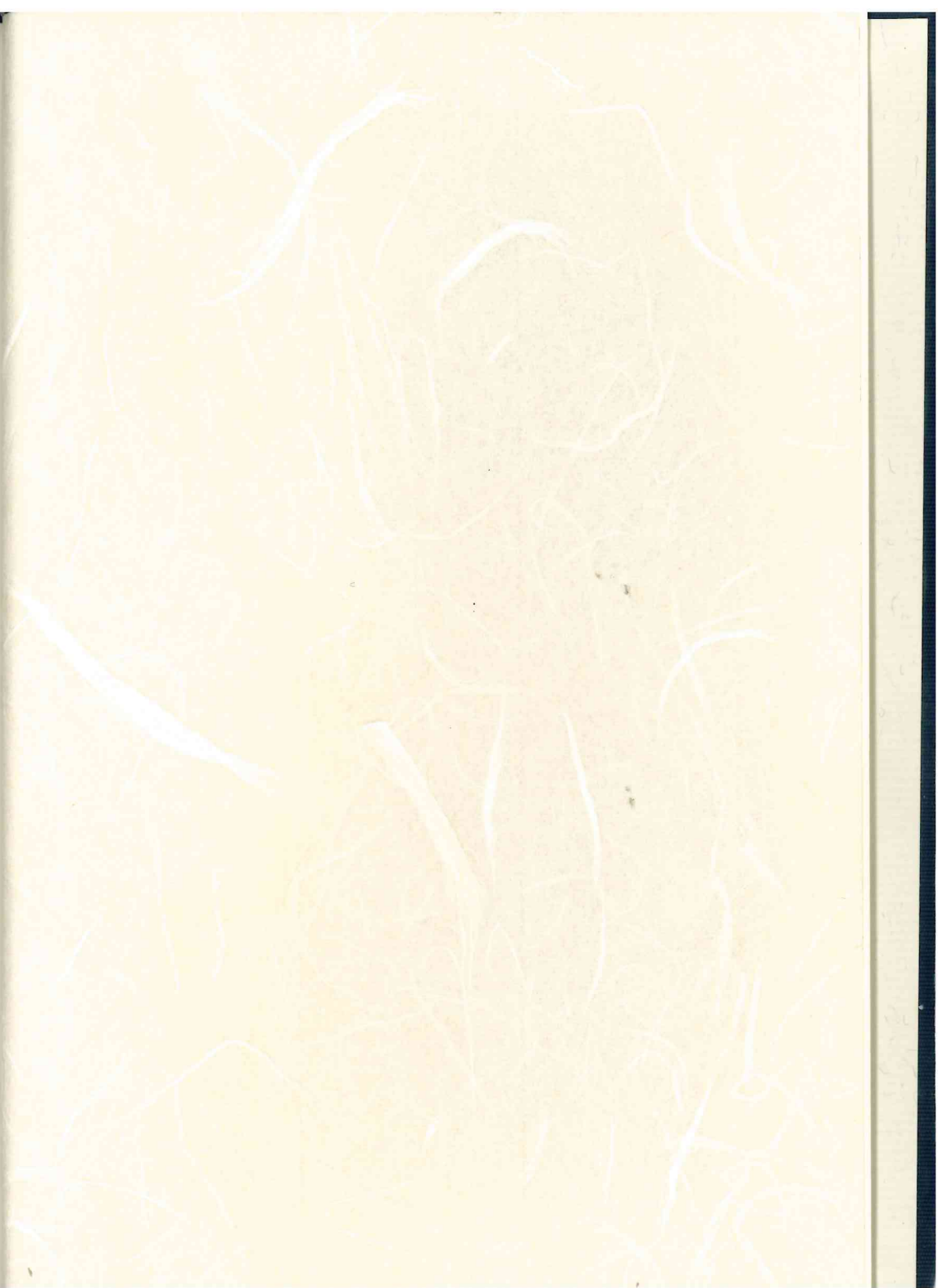


山江村誌

歴史編

(一)



第二章 中世

第一節 鎌倉時代

一 鎌倉幕府の成立

- 久万（球磨）郡住人貞倫などの事件……………九
- 久万郡住人貞倫併舎弟重平……………一〇
- 同郡住人守高……………一一
- 当国住人八代藤三重永……………一七
- 三 源平内乱と球磨郡……………一八
- 源頼朝の挙兵……………一八
- 菊池隆直の叛乱……………一九
- 追討使平貞能の九州下向……………二〇
- 平家の都落ち……………二一
- 平頼盛の所領……………二三
- 平家滅亡……………二五
- 平頼盛の家族……………二五
- 中原清業……………二六

三 北条氏と執権体制

- 幕府執権体制の確立……………六

二 平河氏について

- 永吉庄とその庄域……………七
- 平河氏の本拠地……………七
- 山田村地頭平河氏の氏寺……………九
- 上・下相良氏について……………九

- 源頼朝の死後……………一〇
- 相良頼景……………一〇
- 鎌倉殿御領……………一〇
- 人吉庄……………一〇
- 球磨郡の庄園と領主……………一〇
- 鎌倉殿御領の設定……………一〇
- 球磨御領と球磨庄……………一〇
- 平家没官領……………一一
- 鎌倉幕府の誕生……………一一
- 守護・地頭の設置……………一一

幕府の移転	六
蒙古襲来以前	三
文永の役	三
弘安の役	三
霜月騒動その後	三
岩門合戦とその恩賞	六
四 永吉庄の支配体制	六
伝領と支配体制	六
永吉庄の現地支配	七
第二節 南北町時代	七
一 鎌倉幕府の滅亡	七
天皇兩統分裂	七
後醍醐天皇の登場	七
討幕の計画	七
鎌倉幕府の滅亡	七
九州の情勢	八
鎮西探題館の襲撃と球磨郡	八

二 後醍醐天皇と建武政権	八
建武の中興	八
足利尊氏の反旗	八
足利尊氏、東国から九州へ	八
三 南北朝の内乱	八
室町幕府の成立	八
球磨郡の南朝挙兵	八
人吉・多良木相良氏の対立	九
相良縫殿充祐長の挙兵	九
山田城・築地原の合戦	九
相良縫殿充祐長の消息	九
相良縫殿充祐長軍忠状	九
四 征西府宮の成立	九
征西將軍宮の九州入り	九
相良孫三郎経頼らの北朝帰順	九
八代和談	九
足利直冬の九州下向	九

球磨郡の官方の峰起	100
太宰府の征西府	100
五 今川了俊の九州下向	101
今川了俊の九州下向	101
下相良氏の庶子宛契状	101
「球磨郡一同之儀」の成立	104
但馬守頼重	104
人吉の相良前頼の北朝帰順	104
国人一揆	104
一揆の解体	111
六 永吉庄と平河氏の動向	111
永吉庄の伝領	111
第三節 室町時代	114
一 球磨郡の国人領主たち	114
球磨郡の国人たち	114
多良木と人吉の相良氏	115
下相良氏が上相良氏を「退治」	115

二 戦国大名相良氏の誕生	114
相良氏の球磨郡統一	114
球磨・葦北・八代三郡の支配	115
八代から人吉へ退却	116
再び八代奪回	116
下相良氏の家督争い	117
人吉城の登場	116
八代「鷹峰城」の築城	119
相良領国の支配体制	119
地頭と支城・番城	119
相良領国の分国法	119
一向宗の禁制	120
沙弥洞然長状	121
上村三兄弟の乱	121
三郡紕繆	125

第四節 安土桃山時代

一 三郡紕繆による人吉撤退	一七〇
島津氏との対立	一七〇
大口・真幸院からの撤退	一七〇
二 織田信長の登場	一七〇
織田信長の入京と將軍擁立	一七〇
室町幕府の滅亡	一七〇
安土山城築城	一七〇
織田信長の政策	一七〇
本能寺の変	一七〇
三 豊臣秀吉の九州征伐	一七〇
水俣城の攻防	一七〇
島津氏支配下の相良氏	一七〇
豊臣秀吉の九州征伐	一七〇
九州平定後の情勢	一七〇
四 肥後国と朝鮮出兵	一七〇
肥後国衆一揆	一七〇

太閤検地	一七一
刀狩り	一七二
身分法令	一七三
肥後国検地	一七三
加藤・小西氏の肥後入国	一七三
御前帳と郡絵図の提出	一七三
朝鮮出兵	一七三
豊臣秀吉の死去	一七三
朝鮮国からの撤退	一七三
五 領内の混乱	一七三
梅北一揆	一七三
二奉行の不和	一七三
竹下監物の乱	一七三
文禄検地	一七三
六 関が原の戦い前後	一七三
豊臣家臣団の対立	一七三
会津征伐	一七三

関が原の戦い	二七
加藤清正の宇土城攻撃	二九
関が原の戦後処理	一〇〇

第三章 近

世

一〇元

第一節 江戸幕府の成立

一一一

江戸幕府の成立

一一一

三か条の誓詞

一一三

大坂の陣、冬の陣

一一四

軍 役 令

一一五

江戸幕府の支配体制

一一七

武家諸法度の改正

一一七

寛永諸家系図伝の編纂

一一〇

三度の国絵図作成

一一七

巡見使の派遣

一二三

第二節 相良領の成立

一二九

流鏑馬の再興

一二九

相良領の成立について

二九〇

朱印状の領地高(表高と内高)

二九一

『日本教会史』の中の球磨

二九六

球磨郡「絵図」の作成

二九六

郷村高辻帳の石高

三〇〇

相良長每遺言状

三〇一

相良清兵衛頼兄の江戸召喚

三〇五

御下の乱

三〇六

相良清兵衛私曲十三か条

三一二

領内の安定

三二六

寛永十八年の検地帳

三二七

第三節 文化と宗教政策

三三五

相良領の教育

三三五

習教館・郷義館の設立

三三八

寺院法度の制定

三三〇

本末寺院帳の作成

三三〇

寺請制度

三三四

相良家の宗教政策	三二四
領内の寺院数	三二二
山田村・万江村の寺院	三二一
一向宗の禁制	三二〇
神社統制	三一八
第四節 交通と交易	三一五
球磨郡と他国境目	三二五
一里塚	三二四
往還と間道	三二二
球磨郡内の交通路	三二〇
交通路の取締	三一八
瀬口改	三一七
道奉行	三一六
参勤交代	三一四
相良氏の参勤交代	三一〇
球磨川の水運	三〇八
人吉から江戸飛脚	三〇九

第五節 城下町と支配	二四二
本城としての人吉城	二四二
相良義陽の築城計画	二四二
人吉城の築城	二四三
元和の一国一城令	二四六
城下町	二四九
町の支配	二四三
江戸藩邸	二四三
『武鑑』の中の相良氏	二四三
人吉藩の行政機構	二四五
分限帳に見る家臣団	二四二
第六節 村の年貢負担	二四三
江戸時代の村	二四三
村役人	二四三
山田村	二四四
万江村	二四五
農業技術	二四五

農業年中行事	四六二
年貢負担	四六五
本年貢	四六五
小物成	四六七
夫役	四六九
公事	四六九
御買物米	四七一
検地	四七三
内検	四八五
収納	四九〇
御蔵米	四九四
十一所の御蔵	四九五
増米政策	四九五
専売政策について	四九六
法による支配	四九八
幕府の法令	四九九
慶安の御触書	五〇一

享保の法令	五〇三
儉約令	五〇
天明の大改正	五〇四
文化の改定	五〇七
安政の儉約令	五五三
慶応の取締	五五五
第八節 災害と飢饉、救済	五五三
災害	五五三
飢饉	五五七
あい続く凶作・飢饉	五五八
佃米について	五五七
百姓借米について	五五九
新田開発	五五九
新田開発の建白	五六一
第九節 藩財政の危機と御家騒動	五六一
御家騒動	五六一
竹鉄砲事件	五六一

藩財政の危機	六三
あいつぐ借銀	六四
専売仕法の実施	六七
茸山騒動	六七
第十節 幕末と藩政	六七
勤王と佐幕派	六七
寅助火事	六七
丑歳騒動	六七
藩政改革	六八
廃藩置県	六八

史料 篇

一 文書史料(中世・近世)	六七
二 絵図史料(球磨絵巻・山絵図)	六七
三 写真史料	六七
(1) 社寺堂宇調査史料(山田地区)	六七

(2) 社寺堂宇調査史料(万江地区)	六八
(3) 山田・万江地区写真史料	六八
(1) 山田地区	六八
(2) 万江地区	六九

編集にあたって

村誌編纂室

執筆者紹介

さいごに.....山江村教育長 前田健一



重要文化財（彫刻） 木造毘沙門天立像
（平安時代後期 高寺院毘沙門堂）



重要文化財（彫刻） 木造毘沙門天立像
（平安時代後期 高寺院毘沙門堂）

鳥場留口役七人
御買物主取二人
諸主取八人

草触役六人
楮役並櫓漆役三人

このうち、村方三役は家老と諸役人寄合の席で選ばれ、役所にて任じられた。そして、ほかの役人は在住の徒士・郷侍が任じられたが、村目付以下の役人には百姓が任じられることもあった。これらの役人は、庄屋から任命された。

山田村

山田村は大きく、「里・下・西浦・東浦・大川内・内河内」の六つに分かれていた。

「里」は味園を中心にした山田川右岸で、一丸・辻・下城子・寺下・井手口などの村。「下」は日向瀬橋から山田川左岸の章鹿倉・手石方・堂園・秋丸・長ヶ峰・合戦峰。「西浦」は西川内川の両岸の蕨野・西川内・山浜・下払・西ノ小路など。

「東浦」は東浦川の両岸で小山田・別府・新層・板野・久保内・平原・番慶・岩ヶ野・湯原など。「大川内」は山田の山付きで椎屋・大平・高触・尾崎・内畑・萩などで、「内河内」は湯ノ口・横谷・一子ノ尾・尾寄崎・宇那川の各村で構成されていた。

宝暦十一年（一七六一）八月の「大王社拝殿御神供所棟札」（山田大王神社所蔵）によると、主な村役人は次のとおりである。

庄屋

吉牟田甚八常珍

下庄屋

吉牟田藤内

深水伝右衛門

八之

横目

恒松彦八重恒

次右衛門

稲留堪衛門豊茂

伊左衛門

触

権六

伝七

常右衛門

喜左衛門

これから言えることは、山田村には二人の庄屋がおり、横目が二人、触役が七人いたことがわかる。

万江村

享保十三年（一二七八）十一月日の「阿蘇社造営万覚」（万江阿蘇神社所蔵）によると、万江村は大きく「里・中浦・獄」の三つに分かれていた。

「里」は、万江村の中心で、淡島より下流の野・小森・平山・柳野・神園・城内・下ノ段・井出口・別府など。「中浦」は沢水より下流の鳥屋・吐合・六沢・小鶴・屋形・向鶴・柚木川内・葛・横手・日当など。「獄」は白獄より上流で、水無・水無出口・大河内・熊原・山口・合子股・今村の各村で構成されていた。

このときの領主は、万江宇右衛門尉昌純であり、庄屋は豊永半七吉平、横目は平津孫助為春である。

農業技術

慶安二年（一六四九）二月二十六日、幕府が出した「慶安御触書」三十二か条（『徳川禁令考』所収）は当時の農村の実態が反映されている。そして、内容のほとんどが農作業の方法であった。